

令和4年 下呂市農業委員会第6回総会議事録

開催日時	令和4年6月3日			14：00～15:00		
開催場所	下呂総合庁舎 5 階 大会議室					
出席委員	1 番 山下康子 4 番 中川元宏 7 番 中島義彦 11 番 二村昭司 14 番 鎌倉誠也 21 番 金森茂俊 25 番 井戸克彦(推)		2 番 上野耕正 5 番 嶋田浩 9 番 中川輝男(推) 12 番 小林寿 17 番 松嶋光秋(推) 22 番 高木康則 26 番 佐古正昭(推)		3 番 大森公治(推) 6 番 熊崎みどり 10 番 田中覚章(推) 13 番 川口太三(推) 18 番 熊崎博(推) 24 番 日下部道男(推)	
欠席委員	8 番 林忠和(推) 19 番 中島次郎(推)		15 番 細江忠光 20 番 二村正明(推)		16 番 中島尊治 23 番 佐古健	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 28 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 29 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 30 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 31 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他					
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第6回農業委員会を開催いたします。					
会 長	【会長あいさつ】					
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 7 番 中島義彦 委員 14 番 鎌倉誠也 委員 をお願いいたします。					
会 長	議題第28号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。					
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】					

会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第29号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第30号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第31号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
7番	5条の3は宅地では。
事務局	登記地目は宅地ですが、現況畑のため農地法の適用下となります。
21番	5条の13は農振除外認められたのか。
事務局	市において農振除外が決定されました。

21番	ここを転用すると、これだけでは済まないだろう。昔井尻でもドライブインを作りたいという話があった。この申請が認められたら、井尻も出てくるのではないか。
24番	あの事業者はもうやらないと思います。ドライブインはもう流行らないですからね。
事務局	除外に関してはもう決定されているので、続けて審議をお願いいたします。
会 長	そのほかご意見ご質問はございますか。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請13件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手多数】
会 長	原案の通り承認いたします。
会 長	以上をもちまして、第6回 下呂市農業委員会を閉会します。
	15時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った
	※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。
	本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番

第6回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。
議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

(農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が2件提出されています。		
1	番号1については、農振農用地外です。 申請地は、令和2年1月に農地法3条許可を受けて賃貸借をされていました。この度当事者間で所有権移転を希望し、申請されました。 譲渡人は農地有効利用を図るため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、23.79aとなります。	1番 山下康子	3条1番について説明します。場所は、小坂町大島で、***の隣の農地です。譲渡人は申請地から離れた場所に居住しており、申請地には水取口がないため有効利用できず、隣接地に子が居住している譲受人へ賃貸借していました。このたび正式に所有権移転を行うこととなったため、許可を求めるものです。農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いします。
2	番号2については、農振農用地外です。 譲渡人は農地の有効活用を図るため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人はの耕作面積は31.88aとなります。	20番 二村正明	3条2番について説明します。場所は小川で、***の上段の場所です。申請地は譲受人の自宅の目の前の土地であることから農地の有効利用を図るため譲渡し、譲受人が農業に励むものです。農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いします。
	以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。		

(事業計画変更)

事務局説明	
	議案第29号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅の所有権移転を伴う変更が1件です。面積については、畑29㎡です。
1	番号1については申請地を一般個人住宅の外便所、物置として利用する計画でしたが、転用事業者が許可後に隣接する自宅をリフォームしたところ外便所・物置を設置する必要がなくなることから、計画通り事業が遂行できていませんでした。この度、事業計画変更によって地元建築会社が資材置場に転用する計画が出ています。所有権移転を伴うため、同時に5条申請も提出されていますので後程審議をお願いいたします。（詳細：5条の4） 農地区分は、300m以内にJ R上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地も無いと思われず、問題は無いと思われます。 なお、当初は昭和47年7月18日付岐阜県指令農政第448号で、一般個人住宅として5条許可を得ていました。
	以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。

(農地法第4条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、鉱工業用地への転用が1件の計2件、面積については田432㎡、畑79㎡、計511㎡です。		
1	番号1については、申請地を工鉱業用の倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われれます。	2番 上野耕正	4条1番について説明します。申請地は小坂町湯屋で、湯屋小学校から大洞方面へ400mほど進んだ住宅と山に挟まれた農地です。 申請者は自営で左官業を営んでおり、資材保管用の倉庫を建築したいことから自宅に隣接する農地の転用許可を求めるものであります。 隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
2	番号2については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、300m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請人所有のものであることから問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	5番 嶋田 浩	4条2番について説明します。申請地は萩原町上呂で、***の国道を挟んだ反対側です。 申請者は高齢になり所有資産を整理していたところ、自宅の地目が農地のままであることに気づき、転用許可を求めるものであります。よって始末書が添付されております。 隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
	以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。		

(農地法第5条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が7件、工鉱業用地が6件の計13件、面積については田4,235㎡、畑687.56㎡です。		
1	番号1については、申請地を譲り受け工鉱業用の倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のもののみであることから、問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	1番 山下康子	5条1番について説明します。申請地は小坂町赤沼田で、カヌー公園から落合方面へ200mほど進んだ川沿いの農地です。 譲受人は自営業で鉄工所を営んでおり、申請地を倉庫として使用したいため転用許可を求めるものであります。申請地は川沿いの狭小地で、既に農地性は無いことから始末書が添付されております。 隣接する農地は申請者の休耕地のみであることから、問題は無いと思われれます。

2	番号2については、申請地を譲り受け、工鉱業用の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われれます。	5番 嶋田 浩	5条2番について説明します。申請地は萩原町上呂で、****の隣の農地です。申請地は宅地の奥にある狭小な農地であり、譲受人は申請地の隣で看板営業んでおり資材置場が不足していたことから、申請地を資材置場として転用したく許可を求めるものであります。 近接する農地はないことから、問題は無いと思われれます。
3	番号3については、申請地を譲り受け工鉱業用の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。5条の4と一体利用地として申請されています。 農地区分は、300m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は今回の一体利用地のほかないことから問題はないと思われれます。	5番 嶋田 浩	5条3番について説明します。申請地は萩原町上呂で、****の裏手です。申請地は宅地に囲まれた狭小地であり、地元の建築業者が資材置場として使用したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地は5条の4の一体利用地だけであることから、問題は無いと思われれます。
4	番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであり、事業計画変更を伴うものであります。 農地区分は、300m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は今回の一体利用地のほかないことから問題はないと思われれます。	5番 嶋田 浩	5条4番について説明します。申請地は5条の3の隣です。 譲渡人は当初申請地に外便所と物置を建築する予定で転用許可を得ましたが、自宅をリフォームした結果外便所と物置が不要となったため転用を完了することができませんでした。この度地元の建築業者が資材置場として使用したいことですので、事業計画変更を伴って転用許可を求めるものであります。 隣接する農地は5条の3の一体利用地だけであることから、問題は無いと思われれます。
5	番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、約500m以内に下呂総合庁舎・星雲会館があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	7番 中島義彦	5条5番について説明します。申請地は桜洞で、桜谷から向洞に上った最初の四つ辻にある農地です。 譲渡人は高齢のため耕作ができず、譲受人は娘夫婦の居宅を新築したいため、転用許可を求めるものであります。なお、現地は一部駐車場として使用されているため始末書が提出されています。 隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われれます。
6	番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。	9番 中川輝男	5条6番について説明します。申請地は萩原町上村で、JRのガードから****方面へ100mほど進んで北に入った先の住宅街の中にある農地です。 譲受人は現在借家に居住していますが居宅の新築を希望しているため、一般個人住宅として申請地の転用許可を求めるものであります。 隣接する農地の承諾は得られていることから、近隣の農業への影響はないと思われれます。

7	番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、約500m以内にみなみこども園・萩原南中学校があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われれます。	9番 中川輝男	5条7番について説明します。申請地は萩原町上村で、****の水路を挟んだ反対側の農地です。 譲受人は現在アパートに居住していますが手狭であるため新築を希望し、一般個人住宅として使用したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
8	番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、約500m以内に竹原小学校・下呂市役所竹原出張所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地の同意は得られていることから問題は無いと思われれます。	14番 鎌倉誠也	5条8番について説明します。申請地は宮地で、****の上段の農地です。 譲受人は実家に親世帯と同居していますが手狭となったため、自宅に隣接する申請地に住宅を増築したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地はの同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
9	番号9については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請人のもののみであることから、問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	17番 松嶋光秋	5条9番について説明します。申請地は夏焼で、****から夏焼大橋を渡って南に入った突き当りの農地です。 借受人は一昨年自宅を新築しましたが、家屋登記の際に土地家屋調査士によつて境界を確認したところ、本人の認識している境界と実際の境界が大きく乖離しており、図らずして農地上に居宅を建築してしまつたことが判明したことから転用許可を求めるものです。よつてこの申請には始末書が添付されています。 隣接する農地は申請人のもののみであることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
10	番号10については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	18番 熊崎 博	5条10番について説明します。申請地は和佐で、****の対岸にある農地です。 譲受人の自宅は市道に接続しておらず、自宅への乗り入れ可能な土地は申請地以外にありません。昭和の頃はつり橋を利用して徒歩で行き来していましたが、橋がコンクリート製になり車両の通行が可能になった際に譲受人住宅の不便な環境を解決すべく譲渡人の農地を進入路として使用できるようになされた経緯があり、この度転用許可を求めるものであります。現地は既に農地性がありません。始末書が添付されています。
11	番号11については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから問題は無いと思われれます。	19番 中島次郎	5条11番について説明します。申請地は乗政で、****の下段の農地です。 借受人は将来的に親の土地・田畑等を継承し維持していくために実家の隣接地に居宅を建築することを希望し、貸出人である親と合意に至つたことから転用許可を求めるものであります。田を分筆し、必要分のみの転用です。 近接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われれます。

12	番号12については、申請地を借り受け、工鉱業用の事務所・資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、都市計画区域内の用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	20番 二村正明	5条12番について説明します。申請地は小川で、****の下段のあたり、****付近の農地と、****付近の飛騨川河川沿いの農地です。 借受人は左官工事業を営んでおり、事務所と倉庫を建築したいことから、貸出人である父や親族から申請地を無償で借り受け、事務所・倉庫の新築および駐車場と資材置場として使用したいため転用許可を求めます。なお、現地は既に農地性はなく、始末書が添付されています。 近接する農地はないことから、問題は無いと思われれます。
13	番号13については、申請地を譲り受け、工鉱業用の事務所・倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地の同意は得られていることから問題は無いと思われれます。	23番 健 佐古	5条13番について説明します。申請地は菅田桐洞で、****の近く、****の隣の農地です。 譲受人は金山町で農業用ポリポットを製造しており事務所が手狭であること、また現在は事務所や倉庫が市内に点在していることから、現在の物流センターに隣接して事務所と倉庫を新築することで拠点を集約し業務効率の向上を図りたいため転用許可を求めます。 隣接する農地からは同意を得ていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
	以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。		